

議案第81号

北上市交流センター条例の一部を改正する条例

北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）				
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料	
[略]				[略]				
和賀地区交流センター	[略]	[略]	[略]	和賀地区交流センター	[略]	[略]	[略]	
	和室 A		<u>100</u>		研修室 1		<u>200</u>	
	和室 B		<u>100</u>		研修室 2		<u>200</u>	
	調理実習室		<u>200</u>		研修室 3		<u>200</u>	
	会議室	<u>200</u>		会議室	<u>100</u>		調理実習室	<u>310</u>
[略]			[略]	[略]			[略]	
[略]				[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

#### 提案理由

和賀地区交流センターの改修及び増築により整備した施設の使用料を定めようとするものである。